# 国民健康保険に関するお知らせ

問 国保年金課給付係 ☎ 575-1198

## ◆ 国保加入脱退の手続きはお早めに

国保加入 社会保険などの資格を喪失した場合は、 手続きが必要です。手続きが遅れると、国保税がま とめて課税されます。

国保脱退 社会保険などの資格を取得した場合は、 手続きが必要です。社会保険などの加入中に国保の 保険証を使用した場合、伊達市から医療費の保険者 負担分を請求される場合があります。

#### 必要書類

- ・窓口に来庁する人の本人確認書類 (顔写真付き)
- ・社会保険等の資格喪失証明書(国保加入の場合)
- ・加入した社会保険等の保険証(国保脱退の場合)

・窓口に来庁する人の本人確認書類(顔写真付き)

・委任状 (別世帯の代理人が来庁する場合)

## ◆「国保学生特例制度(通称:マル学)」の令和6年度受付を開始

対象者 ①~③を全て満たす人

- ①伊達市の国民健康保険被保険者
- ②修学のため市外に住所を移している人
- ③伊達市にいる保護者から生活の支援(学費や生活 費の仕送り)を受けている人

申請方法 国保年金課(中央棟1階)、または各総合支所市民福祉係にお越しください。

### その他

必要書類

・令和5年度にマル学に該当し、令和6年度も継続して該 当する人も申請が必要です。

・在学証明書の原本(令和6年4月1日以降発行のもの)

・マル学に該当していた人が社会保険に加入した場合や学校を退学した場合には、手続きが必要です。

# ◆ 医療費通知を奇数月に送付

**天** 療費通知は、国民健康保険で受診した医療機関や医療費の状況をお知らせするものです。 適正に医療費が請求されているかご確認ください。

#### 確定申告の医療費控除に利用できます

控除を受ける際、領収書に代わり活用できます。 再発行は時間を要すため、大切に保管してください。

### 令和 6 年度通知発送時期

受診月	発送月
1月、2月	5月
3月、4月	7月
5月、6月	9月
7月、8月	11月
9月、10月	1月
11月、12月	3月
117,147	277

受け取ったことによる手続きは必要ありません。健康管理に 心がけましょう!



# 国民华部 医对多数多世

問 東北福島年金事務所 ☎ 535-0141国保年金課給付係 ☎ 575-1198

## ◆「学生納付特例(学特)制度」の令和6年度受付を開始

受付窓□ 東北福島年金事務所、国保年金課、各総合 支所市民福祉係のいずれかにお越しください。

必要書類 ・窓口に来庁する人の身分証明書

・学生証のコピーまたは在学証明書の原本

追納制度 学特に該当した期間は、保険料を納めた場合より、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなります。老齢基礎年金額を満額に近づけたい場合には、

学特を受けてから 10 年間はさかのぼって納付をすることができる追納制度(3 年以上前の分には加算額がつきます)をご利用できます。ご利用を希望する場合は東北福島年金事務所へお問い合わせください。

学特とは 大学生や専門学生などの前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される制度。申請することで、 ①将来の老齢基礎年金の受給資格の確保、②障害を負ったときなどの障害基礎年金の受給資格の確保ができます。

# 後期高齡者医療 嘎瑟姆

⑤ 国保年金課賦課係
☎ 575-1198

# ◆ □座振込日を変更

新額療養費などの医療費等現金給付について、4 日支給分から口座振込日を変更します。

#### 対象の給付費

療養費、高額療養費、高額療養費(外来年間合算)、 高額介護合算療養費、葬祭費

#### 変更の内容

・通常振込日:毎月7日→毎月10日 ・再振込日:毎月25日→毎月末日

※振込日が全国砲の場合は、その前の開庁日